

関東学院大学ハラスメント相談員規程

(2008年6月26日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学ハラスメント防止規程第7条に基づき、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）に関して必要な事項を定める。

(任務)

第2条 相談員の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメント問題に係る相談
- (2) ハラスメント問題に係るハラスメント防止委員会への協力

(報告義務)

第3条 相談員は、ハラスメント問題に係る相談について、速やかにハラスメント防止委員会に報告しなければならない。

(その他)

第4条 この規程に定めるものの他、相談員に関して必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2008年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「関東学院大学セクシュアル・ハラスメント相談員規程」（平成11年12月16日付施行）は廃止する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。